

令和2年6月1日施行

## 西東京市スポーツ・運動施設【屋外施設】をご利用の皆様へ

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言発令に伴い、実施しておりました臨時休館ですが、宣言解除により**令和2年6月1日（月）**より屋外施設の利用を再開いたします。

再開にあたり、引き続き感染予防のため、下記の対応をさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【スポーツ・運動施設における新型コロナウイルス感染防止対策】

- ・当日の利用前に体温を測定し、発熱の有無を確認してください。
- ・以下に該当する場合は、施設を利用しないでください。
  - ・発熱がある場合
  - ・体調がすぐれない場合（例：咳、咽頭痛、味覚障害等の症状等）
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
  - ・入国制限、観察期間等がある海外から2週間以内の帰国した場合（当該者と濃厚接触した場合も含む）
- ・マスクを持参し、プレー中以外は着用してください。（競技中は自己判断としますが、可能な範囲で着用してください）
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒をおこなってください。
- ・他の利用者やスタッフと出来るだけ2m以上の距離を確保してください。（介助等を除く）
- ・大声での会話、応援等をしないでください。
- ・施設内での利用前後の待機・ミーティング等のご遠慮ください。
- ・代表者は当日の利用者の名簿を作成し、少なくとも1ヵ月は保管してください。
- ・対外試合はおこなわないでください。
- ・休憩スペース・ベンチは2m以上間隔を空けてください。
- ・芝久保第二運動場の更衣室及びシャワー室は原則利用不可とします。
- ・ボール、ラケット、ウェア、シューズ、タオルのレンタルは当面の間、実施しません。
- ・利用前に代表者が【西東京市スポーツ施設利用時の新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート】を記入し、スタッフへ提出してください。
- ・利用時間以外での不要の施設への立ち入りはご遠慮ください。
- ・その他、施設管理者が定めた措置の遵守、指示に従ってください。

※今後の感染状況によっては予告なく内容の変更、利用中止をする場合がございます。

予め、ご了承くださいませ。

西東京市スポーツ・運動施設 指定管理者 東京ドームグループ